

公開資料

戦略的創造研究推進事業
(社会技術研究開発)
研究開発実施終了報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機
関連携の推進」

研究開発期間 平成 27 年 11 月～平成 31 年 3 月

田村正博

(京都産業大学社会安全・警察学研究所所長)

目次

I. 本研究開発実施終了報告書サマリー	3
II. 本編	4
1. プロジェクトの達成目標	4
1-1. プロジェクトの達成目標	4
1-2. プロジェクトの位置づけ	4
2. 研究開発の実施内容.....	6
2-1. 実施項目およびその全体像	6
2-2. 実施内容.....	7
3. 研究開発成果	26
3-1. 目標の達成状況.....	26
3-2. 研究開発成果	27
4. 領域目標達成への貢献等	28
4-1. 領域目標達成への貢献.....	28
4-2. プロジェクト共通の課題への貢献	28
5. 研究開発の実施体制.....	29
5-1. 研究開発実施体制の構成図	29
5-2. 研究開発実施者.....	30
5-3. 研究開発の協力者	31
6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など	32
6-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など	32
6-2. 論文発表.....	34
6-3. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）	35
6-4. 新聞報道・投稿、受賞など	35
6-5. 特許出願.....	36
7. 領域のプロジェクトマネジメントについてのご意見や改善提案（任意）	36
8. その他（任意）	36

I. 本研究開発実施終了報告書サマリー

警察の刑事的介入（捜査）について他機関が理解できないことが連携の妨げになっているとの認識の下に、警察の刑事的介入判断を解明し、言語化することを目指し、警察を対象とする調査を行った。その結果、被害者の意思、証拠状況及び事件捜査価値という三つの面から判断されるものであること、事件捜査価値は、当罰性、警察目的達成上の必要性和捜査の制約要因に対する考慮（警察の捜査資源が限られていることと被害者の不利益）の三つの軸が存在することが明らかになった。近年、児童虐待事案を含む人身安全関連事犯については、次の被害の防止が最重要課題とされ、捜査体制を強化した結果、検挙（被疑者を逮捕し又は書類を検察官に送致すること）が急増している。児童虐待事案のうち、重篤な結果をもたらしたものや性的虐待のような当罰性の高いものについては、刑事責任を追及する捜査が行われるが、証拠上の問題から、検挙に至らないものも多く存在する。その一方で、事案自体は比較的軽微なものであっても、次の危害の切迫性・危険性がある場合には、被害を防止するために、多くの事案で被疑者を逮捕している。このような捜査（個人保護型捜査）の場合、起訴されるかどうかではなく、被害者の安全が保たれたかどうかを重視される。

児童相談所長を対象とした調査等によって、警察の刑事的介入に対して児童相談所が抱く疑問や期待等を明らかにした。

これらを基に、児童相談所向けの資料として、「警察と刑事手続の基礎知識」、「Q&A」、「被害者学からの知見」、「用語集（警察の組織と行動が分かる 110 語）」を内容とする『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』をとりまとめた。これにより、児童相談所が警察の刑事的介入を理解することを相当程度可能にするものと考えている。この資料は、他の組織等においても警察の刑事的介入を理解する上で参考になるほか、警察自身にとっても、自らの行動を客観的に認識し、他者に説明する上で有益なものである。警察を含めた関係機関の相互理解を図るため、シンポジウムの開催等も行った。

このほか、グッドプラクティスとして人事交流を調査しまとめたほか、規範的な調査研究を行い、近時の検察における訴追裁量を用いた多機関連携について、カンファレンスを通じた多機関の専門的知見の結集など高く評価できるとした上で、規範的な面からの留意事項があることを示した。また、警察と民間支援機関等を対象とした DV 仮想事例調査を行い、得られたデータについて、感性工学に基づく分析を行った。

II. 本編

1. プロジェクトの達成目標

1-1. プロジェクトの達成目標

親密圏内における犯罪的事象に対する警察の介入（特に刑事的介入（注 1））がどのようなものであり、どのような場合にどのような要素を考慮して判断がなされるのかを、警察以外の関係機関（民間団体を含む。以下「他機関」という。）にとって理解可能な「警察の刑事的介入等の行われ方と考慮事項」（仮称）としてまとめる。その中に、警察の刑事的介入を他機関の側からみて予測するための「警察の刑事的介入予測シート」（仮称）を開発して盛り込む。予測（注 2）をコンピュータで行うプログラムの開発を合わせて行う。また、刑事的介入後における他機関側と警察側との連携に関して、「警察の刑事的介入後の対応の現状とグッドプラクティス」（仮称）を取りまとめる。さらに、他機関からの要望等と規範的な研究を含めた調査結果として、「親密圏内の犯罪的事象に対する刑事的介入を含む警察の介入の在り方について」（仮称）を取りまとめる。

プロジェクト期間終了の時点では、研究に参加協力した機関に上記が理解され、認識されることで、当該他機関が刑事的介入を含む警察の介入について、内容や意図を理解し、個別事案についてのある程度の予測ができるようになる。これにより、警察との相互理解が進展する。当該他機関にとって、親密圏内の犯罪的な事象における警察との連携にリスクが小さくなり、警察を含めた連携がより積極的かつ効率的に行われるようになる。刑事的介入が行われた後についても、グッドプラクティスを踏まえた対応が可能となる。当該他機関において、警察を含めた連携により、親密圏内の犯罪的な事象による被害の継続を防ぎ、早期に事案を解決して被害の拡大を防止することが図られるようになる。

（注 1）「刑事的介入」とは、犯罪又は触法事案として、刑事訴訟法又は少年法に基づく権限行使が行われることを意味する。

（注 2）警察の行動の予測又は警察の行動の判断の前提となる危険性の予測を意味する。

1-2. プロジェクトの位置づけ

親密圏内（家庭内のほか、学校のように特定の間人集団が継続的に行動を共にしているものを含む。）における事案については、かつては当該集団内での解決が望ましいものとされてきたが、近年では、個々人の被害を防ぐ観点から、行政機関等が介入することが求められてきている。犯罪的事象、すなわち犯罪として取り扱われる可能性のある行為を含んだ事象の場合には、警察を含めた多機関の連携が求められることになる。

警察に関しては、他機関から、行動が分かりにくく、連携が難しい相手であると認識されている。特に、刑事的介入があり得る場面では、他機関にとっては理解が難しいため、警察との連携にはリスクが大きく、警察への情報提供に慎重にならざるを得ない。警察の介入判断を他機関が理解できるような形で示すことができれば、他機関にとって警察との連携のリスクを少なくすることができ、円滑な連携が図られるようになる。

本プロジェクトは、上記の問題意識を基にして開始された。この間、児童虐待事案や配偶者暴力事案の警察の刑事的介入の件数は人身安全関連事案対処体制の整備を求めた警察庁の方針（平成 25 年 12 月の通達）を受けて大きく増加した。また、児童虐待の防止が政治的な重要課題になり、平成 30 年 7 月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が関係閣僚会議で決定され、緊急に実施する重点対策の一つとして、「児童相談所と警察の情報共有の強化」が掲げられるに至っている。政府レベルの対策が有意義であることは論を待たないが、現場レベルにおける相互理解を進めていくことも必要である。本プロジェクトによって警察の刑事的介入の判断が見える化（言語化）し、他機関側の疑問や期待と照らし合わせて、他機関に分かるように示すことの実質的な重要性は、政府決定によって増しこそすれ、減るものではない。また、研究開発開始時にはイメージしていなかったが、警察の組織内でも、刑事的介入に関することは暗黙知にとどまっているため、状況が大きく変わる中で、判断を安定的なものとするのが容易でないことがうかがえる。警察の刑事的介入の言語化は、他機関との関係のためだけでなく、警察自身にとっても必要になってきているといえる。

あわせて、関係者の認識が十分でないものが存在する。刑事事件となることが被害者の不利益になる面のみが知られていて、被害者の尊厳の回復と立ち直りにつながることが知られていないことも、その一つである。あるいは、近時の検察における訴追裁量を用いた多機関連携について、高く評価できる試みであるものの、規範的な面からの限界がある（一部の児童相談所関係者が期待するような「威嚇によって指導に従わせる」ものとすることはできない。）といったことも知られる必要があるといえる。

本プロジェクトによって、親密圏内の犯罪的事象に対する警察の介入、取り分け刑事的介入が、どのようなものであり、どのような場合に、どのような要素を考慮して行われるかについて、関係機関が十分に理解できるものが開発され、関係機関に広く提供されることになれば、他機関の側は、警察の行為の意図、警察側が必要としているもの、生じ得る事態など、これまでよく分からなかったものを理解し、警察の行動をある程度予測した上で、自らの機関にとって合理的に連携上の判断を行うことが可能となる。本プロジェクトによって、警察と他機関との連携は、共通の理解を欠いた状態ではなく、一定の基礎的な理解を持ってコミュニケーションを取り、連携を構築することができるようになる。これまでと異なるレベルでの連携が警察と他機関との間で展開されることは、親密圏内における犯罪的事象に対して、早期に適切な対応が行われることになり、その後の被害を防ぐ、さらには重大事態に発展することを防ぐことが可能になる。被害者の正当な権利が守られ、継続的な被害を加えられない社会の構築が今日求められており、今回のプロジェクトはその実現に資するものである。

このほか、現状が言語化され、関係する規範的な知見がまとめられることは、どのような介入が望ましいのかについても、論議の基盤が提供されることになり、長期的にみてより合理的な介入が確保される論議が展開されることにつながるものでもある。

2. 研究開発の実施内容

2-1. 実施項目およびその全体像

実施項目 警察介入実態調査

※その前段階として、警察対象予備調査を実施し、調査実施上の知見を収集した。

実施項目 他機関調査（他機関調査の一種である「児童相談所・学校対象深掘り調査」（ある学校と対応する児童相談所等を対象に参与観察調査を含めた深く掘り下げる調査）を別の実施項目に掲げたが、協力が得られる見通しが立たず、打ち切っている。）

実施項目 警察対象二次調査

実施項目 先進事例調査

実施項目 配偶者暴力事案対応調査（DV 仮想事例調査が中心）

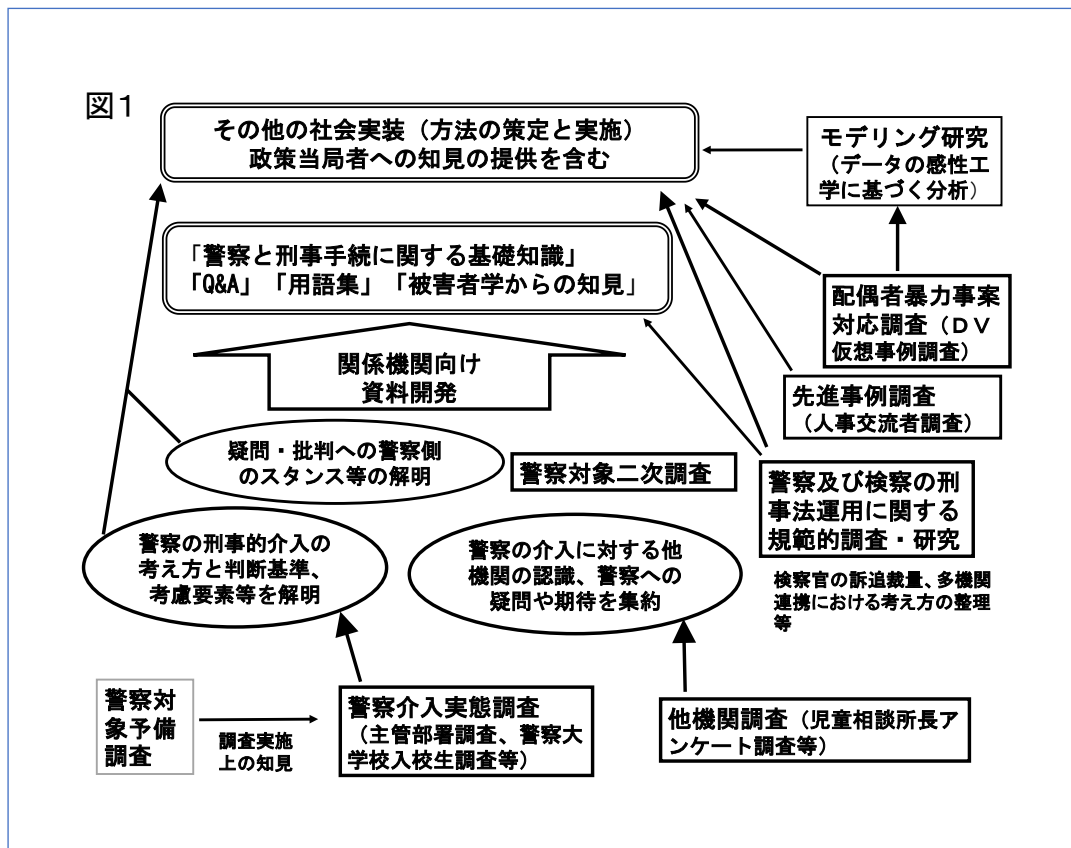
実施項目 モデリング研究（DV 仮想事例調査結果の感性工学に基づく分析）

実施項目 警察及び検察の刑事法運用に関する規範的調査・研究

実施項目 関係機関向け資料開発（児童相談所向け資料）

実施項目 社会実装の方法の策定と実施

実施項目の全体像



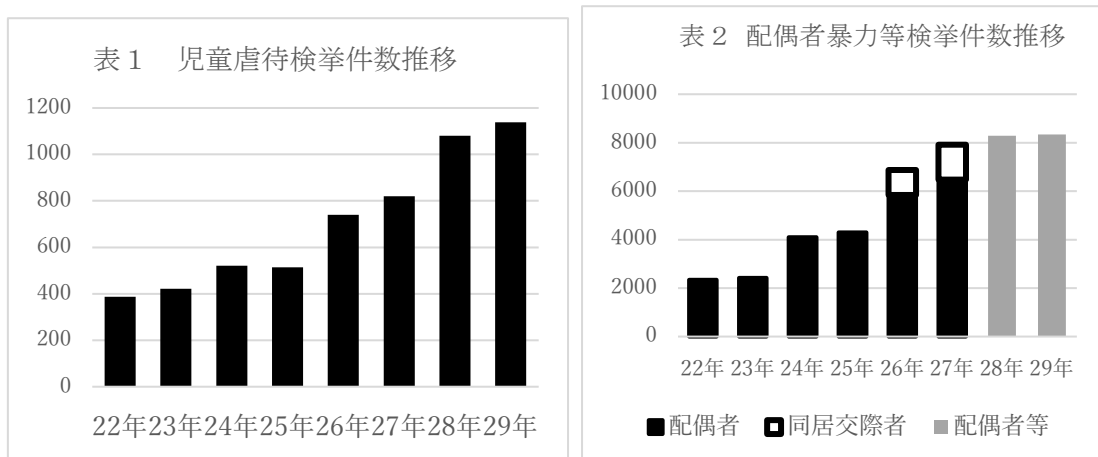
2-2. 実施内容

実施項目 警察介入実態調査

- (1) 目的：警察の刑事的介入に関して、考え方と判断基準、考慮要素等を明らかにする。
- (2) 実施した内容・方法：研究代表者において、警察の刑事的介入に関する警察組織の文書及び警察関係者の執筆に係る論文等を対象とした調査を行った。研究代表者が中心となり、他の研究参加者も参加して、7 県警察（特定しないために、警視庁、北海道警察、京都府警察及び大阪府警察を含めて、本報告書では「県警察」と記載する。）を訪問し、主管部署（児童虐待担当、配偶者暴力担当等）の責任者から、親密圏内事案についての刑事的介入の状況の聴き取り調査を行った。

警察幹部（候補者）がどのように親密圏内事案への刑事的介入のあり方をとらえているかについて、警察大学校及び入校生の協力を得て、警察大学校警部任用科入校学生 46 人を対象としたインタビュー調査を、研究参加者の吉田氏が担当して行った（平成 28 年 5 月調査（18 人対象）は半構造化面接調査、同年 9 月調査（18 人対象）及び平成 29 年 2 月調査（10 人対象）は研究代表者の提示した設問に応じてもらう方式による。）。

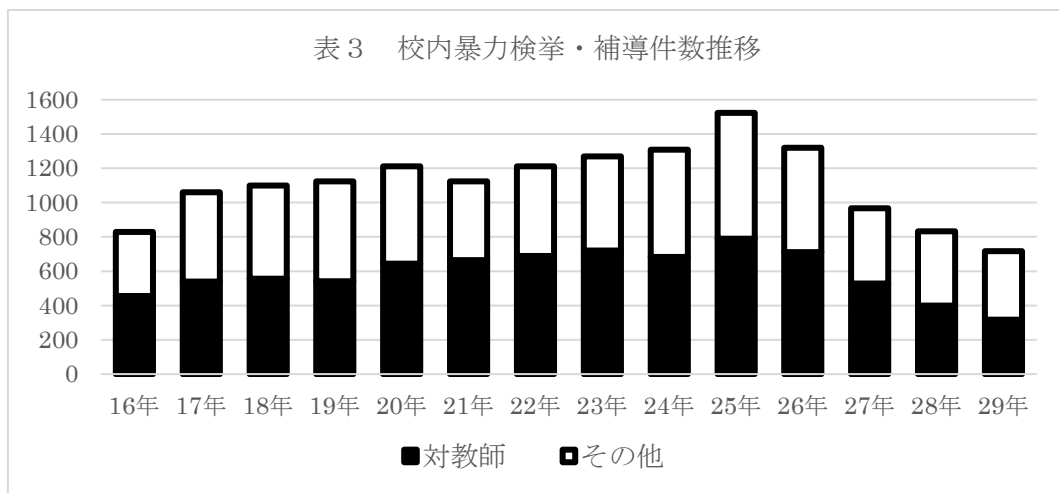
- (3) 結果その 1（親密圏内事案への刑事的介入の数的推移とその背景）：児童虐待と配偶者暴力（配偶者等からの暴力を、本報告書では、「配偶者暴力」又は「DV」と表記する。）については、警察による刑事的介入は近年大幅に増加している。児童虐待の検挙件数は、平成 22 年に 387 件であったものが平成 25 年に 514 件、その後更に増加して平成 29 年には 1138 件と、4 年前に比較して 2.2 倍になった。特に暴行罪が 22 年に 35 件だったものが、平成 25 年に 89 件、平成 29 年には 347 件と急増している。配偶者暴力の検挙件数は、平成 22 年に 2346 件であったものが、平成 25 年に 4300 件、平成 26 年に 5387 件に増加した。法改正で同居交際者が配偶者暴力件数に計上にされるようになったが、これを含めると平成 26 年の 6875 件が、平成 29 年には 8342 件にまで増加している。



児童虐待事案及び配偶者暴力事案の検挙の増加には、「人身安全関連事案」（恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待等）への対処体制の確立を求める平成 25 年 12 月の警察庁の生活安全・刑事局長通達「人身安全関連

事案に対処するための体制の確立について」（以下「人身安全関連事案対処通達」という。）が大きく反映していると思われる（配偶者暴力事案は、平成 24 年にも前年に比べて 7 割増となっている。平成 24 年 3 月の警察庁生活安全・刑事局長の通達「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」を受けたものである。）。

一方、学校内事案に関しては、校内暴力事件（小学生、中学生及び高校生によって起こされた学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件のほか、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。）の検挙・補導件数（刑事訴訟法に基づく捜査が行われて被疑者が逮捕又は送致された件数と少年法に基づく触法調査が行われて事実関係が判明した件数の合計）でみると、平成 25 年にかけて増加していたものが、近時は減少傾向にあり、平成 29 年は 717 件と平成 25 年の 1523 件の半数以下となっている。



非行少年の検挙・補導が平成 10 年代半ば以降大きく減少している（刑法犯少年の検挙人員と触法少年の補導人員の合計は、平成 16 年から平成 25 年にかけて 55%減少した。）中で、校内暴力の検挙・補導件数が 828 件から 1523 件と 84%増加したのは、校内暴力事案への刑事的介入に変化があったことを示している（後記）。一方、平成 25 年から 29 年の減少は、同時期の非行少年の検挙・補導人員全体が半減したのと符合しており、犯罪・触法行為として取り扱われるべき事案全体が減少したことが反映していると思われる。

(3) 結果その 2（警察捜査の特徴）：刑事的介入のうち、成人を対象とする警察捜査については、以下の特徴がある。なお、「検挙」という言葉は法律にはないが、犯人を特定し十分な証拠を収集して、被疑者を逮捕し、又は逮捕しないで検察官に書類と証拠を送致することを意味するものとして実務上広く用いられている。

①独自性と強権性 捜査は、捜査機関である警察のみによって行われるものである（犯罪の予防が、多くの人々・機関・団体とともに行われるのと大きく異なっている）。捜査をするかしないか、どのようにするか判断は、一部の事件で検察に説明し、意見調整をすることがあるのを除けば、警察のみによって決められる。捜査では、他の行政機関

も含めて強制等の対象であり、平等な他者は存在しない。このような捜査の特権的な地位は、法的に特別なものとされていることの反映であるといえる（捜査が一般の公務上の守秘義務等に優越することは、捜査関係事項照会への回答義務を肯定した内閣法制意見昭和 43 年 5 月 7 日でも明示されており、政府の公式な見解である。）。

- ②流動性と秘匿性 捜査は過去の事実を証拠によって明らかにする作用であり、その結果を見通すことができないことも多い。予期しないことがあり得るところから、判断と発言に慎重にならざるを得ない。また、捜査で収集される情報の多くは、個人にとって公表されたくないものであり、秘匿されるべきことは当然といえる。捜査の内容も、犯罪者側の対抗措置を防ぐために秘匿性が強く求められる（別の事件で犯罪者が逃れるのに悪用される可能性があるため、捜査が終わった後も秘密性は解除されない。）。
- ③高度な立証の必要性 犯罪捜査の最も大きな特徴は、「合理的な疑いを超える立証」が求められることである。公判で被告人からどのような主張がされても、起訴事実が「誰がどう考えてもそうだ」と判断できるだけの証拠を捜査段階で収集しなければならない。一般的な事実の認定ができる程度の証拠を集めた上で、さらにあらゆる弁解・主張があっても揺るがない立証をする証拠の収集をするのに多くの労力が費やされる。捜査をする側では、十分な立証を最優先にしなければならず、それが少しでも損なわれると結果的に嫌疑を十分立証できなくなる可能性があるとして認識されている。
- ④迅速性の要求と膨大な作業の必要性 捜査は、当初の時点では全貌が分からず、かつ最終的に「合理的な疑い」を入れる余地のないところまで立証をしなければならない。最終的に何が証拠となるか分からないにもかかわらず、収集もれがあってはならないものとされる。証拠は物理的に散逸するし、記憶にあるものも変容していくため、警察では、迅速な証拠収集の必要性が強く意識されている。他機関に対して、「情報提供が遅い」ということを強く言うのは、迅速な証拠収集ができないために事件の立件が困難になり、最終的に立件を断念せざるを得ない事態に至る可能性が現実にあるからである。合理的な疑いを超える立証が求められ、かつ手続が法的に適正であり、変更がなされていないことを明らかにする必要があることから、通常の行政事務よりはるかに多量の捜査書類の作成が求められる。膨大な作業をしてはじめて「犯人を捕まえきる」ことができるのであって、③とも重なるが、捜査は「困難で大変な仕事」とであるという意識を警察官がもっており、それには実体的な理由がある。

(3) 結果その 3（警察捜査の理念の変遷）：犯罪捜査については、刑事訴訟法の規定と構造に則って、「公訴の提起、遂行の準備としての犯人及び証拠を発見・収集する手続である」という理解が一般的に存在してきた。捜査を専ら国家刑罰権の行使につながるものとしてとらえることは、「司法警察型捜査観」と呼ぶことができる。司法警察型捜査観によれば、捜査は、公益のためのものであり、個人は受益者とならない。事件の捜査は、刑事訴追と科刑によって評価されることになり、証拠が乏しく、あるいは被害者の被害届が撤回されることによって刑事訴追に至らない場合には価値がないという評価がされる。

これに対し、警察の行う捜査を、警察という行政機関が自らの設置目的（警察法 2 条 1 項に定める警察の責務）を達成するための手段であるとする考え方が、平成期に登場し、徐々に広がってきた。警察目的達成上の手段として捜査を位置付けるのであれば、その評価は、警察目的がどの程度達成されたかによって行われることになる。

警察の捜査を個人の保護のためのものとして位置付ける考え方が、警察における被害者の重視とともに広まってきている。特に近年では、平成 25 年の人身安全関連事案対処通達で「人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害の防止を図ること。」として、危害予防のために捜査権限を行使することが強く求められている。このような個人保護を目的として行われる捜査を「個人保護型捜査」と呼ぶことができる。

上記の詳細については、田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」『社会安全・警察学』第 4 号で明らかにしている。

- (4) 特記事項：当初は、警察大学校入校生対象調査を中心として解明をする考えであったが、入校生の大半が児童虐待の検挙経験がないことに加え、児童虐待事案等への警察の介入状態が著しく変化していることを踏まえ、主管部署責任者を対象とした調査を中心として考慮要素等を解明することとし、警察大学校入校生調査は補助的なものとした。

実施項目 他機関調査

- (1) 目的：児童相談所をはじめとする他機関が、警察に抱く疑問、期待、要望等を明らかにする。警察の刑事的介入に関わる他機関側の方針の変化等があれば明らかにする。
- (2) 実施した内容・方法その 1（児童相談所長対象アンケート調査）：研究参加者で、いずれも横浜市の元の児童相談所長である岡氏と清水氏において、面識のある所長のいる児童相談所を中心に抽出した 30 所に対して、アンケート調査を行い（平成 29 年 1 月から 2 月、調査票を郵送し、文書で回答を求める方式）、14 庁から回答が得られた。極めて多忙な中、半数近い児童相談所から、豊富な内容の回答が得られたのは、調査実施者が対象となる児童相談所長から信頼を得ていたことによるものであると考えている。
- (2) 実施した内容・方法その 2（学校関係者調査）：学校内事案とその対応に関して、研究参加者である元京都市教育委員会生徒指導課長の大橋氏の助言を得つつ、『ためらわない警察連携が生徒を守る』（学事出版）の著者である学校教員の瀬田川氏を研究会に招いて話を聞く等の調査を行った。
- (3) 結果その 1（児童相談所長の見解）：警察の児童虐待対応に関して、多くの疑問等が回答された（特にないとするのは 3 所）。事件化に関して、「事件化する事案と事件化されない事案との違いは何か。事件化するにあたっての必須条件は何か。事件化までのプロセスはどのようなものか。」などがあつたほか、警察からの情報提供、記者発表、警察の司法面接への取組み、虐待通告などに関して、疑問、質問が寄せられた。事件化の効果については、ケースバイケースという見解がある中で、プラスとして抑止力になる場合があるほ

か、児相では明らかにならない事態の解明に期待する意見、マイナスとして家庭崩壊や修復が困難になるほか、児相も警戒の対象となり再統合の支援に入りにくくなることなどがあげられている。内容の一部は、平成 30 年 2 月のシンポジウムにおける岡聡志報告「児童相談所と警察の連携～児童相談所調査を踏まえて」で述べられ、全体が岡聡志・清水孝教「児童相談所調査から見えてくる警察との連携における課題（調査報告）」『社会安全・警察学』第 5 号において詳述されている。

- (3) 結果その 2（学校における近年の状況）：過去には警察に介入を求めることが「教育の放棄」として否定的にとらえられてきたが、警察の介入が事態を改善する効果があることを認めた上で、事件化と同時に加害生徒への指導支援も行うという実践が少しずつ広がってきたのに加え、学校行政組織においても、適切に被害届を出すことを促す取組みが進められている。文部科学省国立教育政策研究所の生徒指導・進路指導研究センターが平成 25 年 1 月に発行した「生徒指導リーフ 学校と警察等との連携」は、「「被害届」は、加害者の行為を止め、被害者を守るとともに捜査という観点からの実態の解明につながる可能性を高めます。そうした意義を踏まえれば、関係する保護者の理解を得ながら「被害届」の提出について警察と相談し、前向きに検討を行うことも大切と言えます。」との見解を示している。教育委員会でも、暴力の被害を受けた教師を組織として守り、被害届を積極的に提出していく方向を示すことも行われている。平成 25 年までの校内暴力事件の検挙・補導の大幅な増加は、そのような学校の対応の変化を反映したものと見える。

実施項目 警察対象二次調査

- (1) 目的：警察実態調査を踏まえ、追加的に必要となる情報を収集する。警察における刑事的介入の判断要素と構造について明らかにするほか、児童相談所側の疑問や批判等に対する警察側の見解を明らかにする。
- (2) 実施した内容・方法その 1（上級捜査幹部経験者対象調査）：捜査第一課長等の上級捜査幹部の職を経験した者 4 人による座談会と、同様の者 5 人を対象とした書面調査を行った。座談会では、児童相談所側の疑問や批判に対する捜査幹部としての受け止め等とともに、警察の判断要素と構造の仮説に対する見解を求めた。捜査幹部の本音での見解を聞くため、研究代表者のみによって調査を行った。
- (2) 実施した内容・方法その 2（その他の調査）：警察大学校入校生を対象に、調査票調査を行った（警部任用科 51 期生と 52 期生を対象とし、51 期生 367 人、52 期生 365 人から回答を得た。）。また、警察署 1 署の訪問調査を実施した。
- (3) 結果その 1（警察の判断枠組み）：警察対象実態調査で得られた仮説を、若干の補正をした上で、確定させた（上級捜査幹部から、積極的な賛意があったほか、若干の修正等が求められたので取り入れた。合わせて他の調査結果も踏まえ、一部を項目として独立させる等の修正を行っている。）。結果その 1 からその 5 までの詳細については、田村正博「親密圏内事案における警察の刑事的介入」『社会安全・警察学』第 5 号で述べている。

個人法益を害する罪に関する警察の刑事的介入の判断（捜査を開始し、それを継続するかどうかの判断）には、被害者の意思、証拠状況、事件捜査価値という三つの側面がある。（事件捜査価値については結果その2で述べる。）

図2

警察捜査の判断枠組み

被害者の意思

被害者の意思（被害届の提出）は捜査を開始する一般的な要因
* 被害届があれば捜査を開始し、なければ開始しないのが通例
* 確定的な被害届出意思がない相談事案も多い
= 警察側の対応（提出説得・促し・熟考奨励等）で異なる結果
（警察としての事件捜査価値判断がその背景）

証拠状況

証拠が十分にそろうことが検察官への送致の前提
* 「犯罪ありと史料」できる証拠がないと捜査開始自体できない
* 重篤な児童虐待事案では証拠収集の困難性が重大な問題

事件捜査価値

① 刑事事件としての当罰性
② 警察目的達成上の必要性（個人の保護、公共安全秩序の維持）
③ 捜査の制約要因
警察の資源分配上の問題(A)と被害者の受ける不利益(B)

被害者の意思（通常は被害届の提出）は、捜査を開始する一般的な要因である。被害届が提出されれば捜査を開始し、なければ捜査を開始しないのが通例といえる。被害者が望まない（拒否する）のに捜査を行うのは例外的で、特別の理由がある場合に限られる。被害者の意思が確定していない段階における警察の対応（被害届を出すように説得する、出すことを促す、様々なことを考慮することを奨励するなど）が、被害届を出すに至るかどうか大きな影響を与える。被害者が意思を表明できない状態にある場合や、子どものように被害届を出すことを本人のみに求めるのが相当でない場合には、保護者の被害届を受け、又は被害届なしに捜査が行われることになる。

証拠状況が実務上極めて大きな意味をもつ。捜査によって、立証できるだけの十分な証拠が収集されなければ検挙できない。乳幼児被害や被害者が死亡に至った場合のように、被害者からの申告のない犯罪で、被害の原因として犯罪行為があったことが外形上明確でない場合には、警察として犯罪による被害の可能性が高いと判断しても、捜査をしているということを対外的に言えないことも多い。他機関から見て、「軽微な事件が摘発されて重大な事件が摘発されない」ことを不審に感じられることがあるが、有罪とするのに求められる証拠の程度が非常に高いため、被害者が明確な供述ができないときは、犯人の自供がない限り立証が極めて困難であることが背景にある。

(3) 結果その2（事件捜査価値）：事件捜査価値の判断は、以下の三つの面がある。

一つ目は、刑事事件としての当罰性である。過去の犯罪事実に対する刑事法運用・国家刑罰権行使（刑事責任追及）上の価値判断であり、刑事法の目的に対応している。刑罰法

規（罰条）の定める刑の重さと結果の重大性（客観的法益侵害の程度）及び行為態様の悪質性が評価の基本となり、行為者の悪質性（前科など）が加味される。当罰性の判断は、その後の刑事手続における評価に直結するものである以上、検察の判断が直接的に影響を与えることになる。当罰性が低い（「高くない」ではなく、本当に「低い」）と思われる事案の場合、形式的に構成要件に該当していても、「事件にすべき事案ではない」との評価がなされる。

二つ目は警察目的の達成上の必要性である。行政機関としての警察の設置目的（警察法2条1項の責務）である個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全秩序の維持の実現にどの程度の必要性があるか、という価値判断である。これには、i 被害者の被害の回復・軽減（被害者にとっての尊厳の回復、正義の実現による精神的な被害軽減を含む）、ii 同一人の再被害防止・被害拡大防止（重大被害化の防止）、iii 他者に対する危害の防止、iv 学校内秩序や家庭内秩序の回復、v 犯罪の抑止その他の警察目的の達成（犯罪の抑止、地域の社会不安の解消、暴力団対策等）、といったものがある。人身安全関連事案については、同一人の再被害・被害拡大防止が強く意識され、検挙の急増につながっている。次の被害を防ぐために検挙するので起訴されるかどうかは関係がない、という近時の警察官の発言は、この考えを示している。逮捕・勾留で安全が確保される期間は限られるが、行為者本人の当該行為が「犯罪」と扱われることの認識、取調べを受けることを通じた自らの行為の反省、次に行った場合により重い刑事処分の対象となることの意識化といったことを通じて、その後の同種行為に高い抑制効果があると認識されている。警察の責務達成上の必要性の判断は、警察が行うべきものであり、検察を含めて他の機関が判断すべきものではないと考えられている。特に、再被害の防止に関しては、当事者の判断に任せてはならないことが強調されている。

図3 事件捜査価値（警察の判断）

- | | |
|----------------------|---|
| ① 刑事事件としての当罰性 | 犯罪に対する刑事法運用・国家刑罰権行使（刑事責任追及）の評価
罰条の重さ、結果の重大性（法益侵害）と行為の悪質性が基本
伝統的にはこれが最も重要と認識されてきた（起訴・刑事罰に価値） |
| ② 警察目的達成上の必要性 | 警察目的（個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全秩序の維持）の実現
i 被害者の被害の回復・軽減（尊厳の回復・精神的被害の軽減を含む）、
ii 同一人の再被害（重大被害化）防止、
* 人身安全関連事犯では重大被害化防止が最優先
iii 他者に対する危害の防止、iv 秩序の回復（学校、家庭等）、
v 犯罪の抑止その他の警察目的達成 |
| ③ 捜査の制約要因 | A 警察の資源上の問題（限られた捜査力の合理的な分配）
* 国民の関心が高く対応が強く望まれる事件は優先度が高い
B 被害者の受ける不利益：i 捜査・公判過程における二次被害、
ii 社会的な関係性の中での不利益、iii 私生活上の不利益 等 |

三つ目は警察の捜査の制約要因への考慮である。警察の資源上の問題と被害者の不利益の二つに分けることができる。警察の資源上の制約から、警察が実質的に捜査できるものは限られる。社会的な要請を踏まえて、警察組織のリーダー層が何を重点にするかを示すことによって、資源分配に対する現場組織責任者の判断を統制している。人身安全関連事案については、優先配分の対象になったため、この面からの制約を考慮する必要性は大幅に減少したといえる。

捜査による被害者の不利益は、i 捜査・公判過程における二次被害、ii 社会的な関係性の中での不利益（職場内事件を申告した場合における職場での立場の悪化など）、iii 個人としての不利益（加害者と経済的基盤を共通する場合における収入の喪失、家庭内の対立の激化など）、といったものがある。このうち、i は警察として不利益を軽減することはある程度は可能であるが、ii と iii は警察としての改善はできない。事件化が被害者に利益をもたらす面が存在する（加害者の隔離による安全の確保、生活・行動環境の改善といったことのほか、被害者自身の尊厳の回復と精神的な立ち直りへの効果もある。）のであって、それが被害者に認識されるようにし、あるいは関係者等と連携して、利益をより大きなものにする働きかけを警察がすることもある。捜査による被害者の不利益は、考慮すべき事由であると広く警察官に認識されているとは言えないが、少なくとも県警察担当部署のレベルでは、児童虐待事案の場合における明確な考慮要素として認識されている。被害届のある事件では、本人（子どもの場合は保護者）が不利益の可能性を受け入れたものとしての評価も可能であるといえるが、児童虐待など被害届のない事件では、警察が不利益の面も考慮しつつ、実質的な必要性を判断することが求められるといえる。

(3) 結果その3（親密圏内事案の場合の特徴的傾向）：被害者の意思の面では、配偶者暴力事案では、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」として、積極的に被害届の提出を促す対応をすることとされていて、必要に応じて説得することも行われる。被害届がない（撤回された）まま、事件化をすることもないわけではない。児童虐待の場合には、被害届がない方が普通であり、なくても事件化を行う。もっとも、その場合でも、聴取への協力を得るのが不可欠であるので、「話せない」子どもに対してどのように働きかけをするのか、という問題があることに留意する必要がある。学校内の生徒被害事件では、保護者が被害届を出すかどうかを判断するが、学校側が保護者に働きかけを行って影響を与えることもある。教師被害事件では、学校側の意向（事態解決のために提出することを促しバックアップを確約するのか、消極的な態度にとどまるのか）が被害者である教師に大きな影響を与える（近時の傾向について、前記の他機関調査（3）結果その2参照）。

刑事事件としての当罰性については、親密圏内事案の場合には、国家刑罰権の行使は抑制すべきであるとの考えがかつて存在した。しかし、今日では、親密圏内の事案でも個人の被害を放置することは許されず、刑罰権行使の上でも他の場合と同様に対処すべきものとされている。児童虐待防止法14条2項はそのことを明らかにしたものである。配偶者暴力防止法が、制定時の前文において、身体的な暴力が「犯罪である」ことを明記した

ことも、概ね同様の意味があるといえる。

警察目的達成上の必要性においては、配偶者暴力、児童虐待は人身安全関連事案として、重大被害化防止が最優先される。被害者本人の立ち直りに資することも実質的に大きな意味を持つ。これに対し、学校内事案の場合には、学校内の秩序回復が中心的な関心事項となる。学校の対応で秩序の回復が可能であれば積極介入しないのが通例である。

資源上の問題について、かつては、配偶者暴力は届出が撤回される可能性が高いため、刑事訴追につながらないものとして、優先度は低いとされてきた。しかし、今日では、配偶者暴力も、児童虐待も、人身安全関連事案として資源分配上の優先対象となっているため、資源上の問題は実質的な制約になっていない。

被害者の受ける不利益の考慮に関しては、児童虐待の場合には、被害者ないしその保護者の意思で問題を解消することはできず、警察が自らの責任で判断しなければならない。当罰性の評価などと異なり、警察の中で定着したのものがあるとは言い難いが、子どもの利益を重視する中で、どのような措置が最善かを考え続けていくことが求められる。

(3) 結果その4 (児童虐待事案の場合の判断)：事件の悪質性としては被害程度と行為態様(特に凶器の有無、繰り返しかどうか)、原因動機が何かといったこと、行為者の態度その他の状況として、常習性と再発性、特に危険性・切迫性、家庭関係に関して、家庭の保護機能発揮の可能性、家庭環境が改善される見込みといったものが、考慮要素となる。

当罰性の高い事案、すなわち、重篤な結果の生じた事案及び性的虐待は、常に事件化の対象であるが、悪質なほど難しい事案が多いことから、早期の認知と迅速な証拠収集の必要性が警察関係者に強く認識されている。死亡・意識不明事案では、被害者の供述が得られず、密室であるため目撃もなく、指紋やDNA型鑑定結果も意味をもたない。性的虐待のように繰り返されている場合には、日時場所の特定が困難になり、特定できずに起訴に至らないことも生ずる。当罰性の高い事案では、刑事責任追及に向けた捜査(司法警察型捜査)が展開される。児童虐待事件において、重大な事件であるほど、刑事訴追が難しく、事実上検察の意向を踏まえた対処が求められることになる。

危険性・切迫性のある事案の場合、罪名や被害程度が軽く、当罰性が低くとも、次の事案を防止する観点から、被疑者を逮捕することが一般的に行われる。危険性・切迫性の判断は、過去の加害行為(過去に加害行為があったかどうか、そのときはどのような状況であったか)、犯行後の状況・態度、本人の一般的遵法態度と自己コントロール能力、周囲の防止能力といった点から判断される。過去の行為自体を立証するものではないので、被害者の供述、痕跡(あざ)などのほか、通報といった情報レベルのものも判断の基礎に用いられる。危険性の評価は、刑罰上の評価とは異なる。例えば、精神的な疾患は、刑事責任追及においては軽減事由となっても、危険性評価としては高める要素になる。危険性・切迫性のある事案は、被害防止のための捜査(個人保護型捜査)が展開される。この場合、事件が不起訴になっても特段の問題はないものと評価されることになる。

結果が重篤でもなく、危険性・切迫性がないと判断された事案については、被害者ない

しその保護者等が積極的に事件化を望むときを除けば、事件化しない（捜査保留という扱いになる）場合も多い。どこまで事件化するかは、その事案が放置していいといえない程度のものかどうかと、様々な消極的要素（被害者及び被害関係者に与える影響がどうか）も考慮しつつ、判断されることとなる。この種の事案に関しては、児童相談所の見解も参考とする意義があるものといえる。

児童虐待事案では、逮捕の構成率が高いことが特徴である。刑法犯全体では、逮捕された者の比率はほぼ 3 分の 1 であるが、児童虐待事案では、調査をした県のうち高い県では 9 割、そうでない県でも 3 分の 2 は逮捕されていた。当罰性の高い事案、危険性・切迫性のある事案は逮捕されていて、当罰性が高いとはいえず、危険性・切迫性がない事案の多くが保留扱いにされたためであると思われる。もっとも、近時の検挙の大幅増は、当罰性が高いとは言えず、危険性・切迫性もないもののうち、評価の変化により「放置できないとして」検挙された事件が増加していることをうかがわせるものである。今後は任意処理の事件も増加していくと思われる。児童相談所の見解も踏まえて任意で処理した事例も存在しており、事件化するかどうかということだけでなく、逮捕か任意かという判断で児童相談所の見解を参考にするという場面も増えていくものと思われる。

(3) 結果その 5（児童虐待事案の近時の状況と課題）：児童虐待事案の検挙件数は近年大きく増加している。暴行罪の検挙は、かつては極めて少なかった（平成 20 年は 19 件）が、近年増加が著しい（平成 29 年は 347 件）。心理的虐待についても、平成 22 年までは検挙ゼロであったが、平成 29 年は 44 件とネグレクトの検挙の 2 倍となった（多くは凶器を示して脅迫をした暴力行為処罰法違反である。）。再被害・被害拡大防止が重視されるようになってきたことと、人身安全関連事案の対処体制の整備が図られ、この種事案への資源的な制約がなくなったことが影響している。

もっとも、どの程度であれば検挙すべきと判断するかは、都道府県ごとに相当大きな差異があると思われる（ある想定事例についての捜査第一課長経験者 5 人の結論が大きく割れた結果となった。各人がイメージしたことが実質的に異なっていた可能性もあるが、判断に違いがかなりあることを感じさせられた。ただし、事件化をする方向で答えた者も逮捕には慎重であり、逮捕する範囲の考え方には大きな差異はないともいえる。）。研究参加者の浦中氏と吉田氏による警察大学校入校生対象のアンケート調査結果の分析では、親密圏内事案における刑事的介入に関する基準や思考過程が分かれていて、統一した大多数が支持するような考えは存在せず、個人によって異なっているという結果が得られている。短期間に大きな変化があった中で、安定的な段階にまだ至っていないことと、十分な言語化を通じた伝達がなされていないことが影響していると思われる。

(3) 結果その 6（児童相談所側の指摘に対する見解）：児童相談所の疑問や指摘について、捜査側の関心のなさによるものや、捜査側の背景事情として考えられるものが明らかになった。児童相談所向け資料等に反映させる等の対象としている。

実施項目 先進事例調査

- (1) 目的：警察を含めた連携は地域ごとの差異が大きいが、優れた取組みの内容と成果を明らかにし、他の地域が参考にできるようにする。
- (2) 実施した内容・方法その 1（人事交流者調査）：研究参加者の須賀氏において、2 県における人事交流者 17 人に対するインタビュー調査を行った。内訳は警察から児童相談所に派遣（行政機関間の人事交流は、元の組織の身分を失う出向と失わない派遣とがあるが、本報告書では区別せずに「派遣」と表記する。）6 人、警察から教育委員会に派遣 4 人、教育委員会から警察に派遣 2 人、教育委員会から児童相談所に派遣 5 人である。また、児童相談所に派遣されている警察官 6 人を招いて座談会を行った。
- (2) 実施した内容・方法その 2（DV 対応における熊本県の調査）：研究参加者の矢作氏において、DV 対応に関して、熊本県で先進的に行われている多機関連携の枠組みと人事交流に関して、関係者（警察から県福祉総合相談所女性相談課に派遣された 8 人を含む。）を対象とした聞き取り調査等を行った。
- (2) 実施した内容・方法その 3（検察における多機関連携の取組み調査）：児童虐待に関して、高松高検・地検、東京地検で行われている多機関連携の取組みに注目して、主に研究参加者である増井氏において、実態調査を行うとともに、規範的な研究を行った。
- (3) 結果その 1（人事交流の意義）：全体として、警察と教育委員会との間で相互の連携が相当程度確保されているのに対し、警察と児童相談所との関係は近年になって人事交流を含めて相互理解の深化が見られる過程にあるといえる。警察から児童相談所への派遣者に関して得られた知見は、以下のとおりである（詳細は須賀博志「児童相談所派遣警察官の業務と機能－児童虐待対応を中心に」『社会安全・警察学』第 5 号）。

警察から児童相談所に派遣された者の主な業務・役割は、①児童相談所での会議に参加し、意思決定の際に警察官の考え方・判断や刑事手続の仕組みなどを説明し、警察の動きについて参考意見を述べること、②児童相談所のケース記録を確認して、危険性を見逃していないかチェックすること、③児童相談所と警察が同一事案に関わった際に、相互の情報の連絡や行動の調整に当たること、である（このほか、地域によっては、児童相談所職員に暴力を振るう可能性がある親への対応・同席や、家庭訪問といった業務が期待されているようであるが、副次的なものと思われる。）。

①の会議参加については、派遣者の勤務形態によって実態が大きく異なる。派遣者が児童相談所に常時勤務しているのであれば、緊急あるいは重大な通告がある度に開かれる虐待受理会議に随時参加し、虐待対応に最初から意見を述べることができ、警察による事件化を視野に入れた児童相談所の対応を可能にする。これに対し、派遣者が併任で週に 1 回程度児童相談所に行くに過ぎない場合には、援助方針会議に参加し、虐待事案の終結の場面に関わるのにとどまり、派遣者の意見が求められることは少なくなる（会議には非行事案もかけられるので、役割がなくなるわけではない。）。

②の危険性のチェックについては、派遣者に児童相談所の文書を閲覧する権限が十分に与えられていることが前提となるが、警察であれば事件化するような事案を相談や指導で済ませていた場合に、警察への通報を促すことがある。事件化以外の場面でも、親子心中の危険を認知した場合に速やかに立ち回り先の警察署に保護を依頼する、といった警察の行政的対応を求めることも可能になる。

③の連絡調整については、派遣者が警察組織内での事案担当部署を熟知していると効果が高い。刑事部門出身で、虐待事案の捜査をする警察署の刑事課長と面識があり、さらに警部であれば対等の関係で折衝できるため、児童相談所の立場を警察に説明する役割を十分に果たすことができる。警察が捜査などのために必要とする情報を児童相談所から得るに当たっても、個人情報保護の観点から、ケース記録を捜査員に見せることはせず、派遣者がケース記録を見ながら必要な情報を選別して伝える、といった運用を行っている。

以上のような業務を通じて、派遣者は、日常的に双方からの質問を気軽に受ける立場にあり、それが組織間での相互理解を深化させている。取り分け、相手機関ができないこととその理由を説明することは、双方の無用の摩擦を軽減させている。

(3) 結果その 2 (熊本県における DV 対処多機関連携) : 熊本県では、「DV 被害者等自立生活援助モデル事業」として、被害者が住み慣れた地域で加害者と別居して暮らし、生活を再建することを効果的にサポートすることをめざして、県の関係部署と警察及び業務委託先の支援団体による取組みが行われている。集まって支援方針会議を開き、情報を共有しつつ対処することで、被害者の問題解決能力の向上や加害者の行動の抑止に一定の効果があったと関係者において認識されている。警察官が平成 14 年から女性相談課に派遣され、円滑な連携ができるようになってきたとの認識が双方から示されている。

(3) 結果その 3 (検察における多機関連携) : 児童虐待事案に対する近時の検察による多機関連携の取組みは、適切な実践として高く評価すべきであり、訴追裁量の行使の場面においても多機関の専門的知見を結集すること(カンファレンス)が極めて有意義であること、加害親への働きかけが重要でありそのための多機関連携において検察も積極的な役割を果たすべきことが明らかになった。同時に、訴追裁量には規範的な評価が必要となるところから、実施項目「警察及び検察の刑事法運用に関する規範的調査・研究」の対象としており、その結果については、同項目の(3) 結果その 2 で示している。

実施項目 配偶者暴力事案対応調査 (DV 仮想事例調査)

実施項目 モデリング研究 (DV 仮想事例調査結果の感性工学に基づく分析)

(1) 目的: DV (配偶者からの暴力をこの項目では DV と表記する。) は、その暴力内容や緊急性、将来の危険性などを正確に把握する必要がある一方で、相談者本人が進んで話をしづらい場合も多く、また相談の内容や処罰感情、解決方法の希望も多様であることから、相談対応が重要な意味をもつ。DV 事案に関して、警察と民間支援機関等(民間団体

が行政の指定管理者となっている場合を含む。)の相談を「聴く」傾向を明らかにする。警察と民間支援機関等での「聴き方の違い」や緊急性の評価判断の違いを明らかにし、互いに何を重視して相談対応にあたっているかの違いを認識、理解することによって、よりよい聴取、相談対応を提言できることを目指す。

- (2) 実施した内容・方法その1 (仮想事例調査) : 本調査は、研究参加者である新氏が2事例(身体的暴力を伴うもの(A)と伴わないもの(B))のDV事案について、想定を作成し、委託した調査会社の調査員が仮想相談者として、警察及び民間支援機関等に相談に行き、警察官及び民間相談員に対応をしてもらい、相談記録を作成していただく方式によった。警察官と民間相談員各20人が1人2事例(事例Aと事例B)の対応をし、全体で80ケースが収集された(実施時期は平成30年9月上旬から11月下旬)。協力を得た組織(所属)は、警察では大阪府警察本部生活安全総務課、兵庫県警察本部人身安全対策課、京都府警察本部人身安全対策課、滋賀県警察本部捜査第一課、奈良県警察本部人身安全対策課、和歌山県警察本部人身安全対策課、民間支援機関等では大阪市立男女共同参画センター、NPO法人いくの学園、(株)ウィメンズカウンセリング京都、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター、NPO法人フェミニストサポートセンター・東海である。

「被害者役」を演じた調査員を対象に、より相談しやすい対応方法や相談中の心的変化等について、質問紙及び座談会形式で回答を得た(平成30年12月)。

- (2) 実施した内容・方法その2 (モデリング研究(感性工学に基づく分析)) : 前記仮想事例調査で作成された「相談記録」及び対応時の発言を文字化した資料を対象に、研究参加者である荻野氏において、感性工学に基づく言語分析によって、①名詞・形容詞等の使用頻度の比較、②ポジティブな言語、ネガティブな言語等のグループ群を用いた比較分析、③特定の「語」が登場してくる頻度の比較、④「相談記録」に記載しなかった用語の比較分析、⑤緊急度評価の比較などについて分析が行われている。

- (3) 結果その1 (言語分析結果) : 警察官と民間相談員との間で、使用される用語の違い、特定の用語の使用頻度に有意に差が認められる等、その違いについて一定の傾向がみられている。

- (3) 結果その2 (聴取についての「被害者役」の受け止め) : これまで、相談に来た者が聴取についてどのように感じているかを明らかにしたものはなかったが、今回の調査で、被害者役の受け止めの回答から多くのことが明らかとなった。

- (4) 特記事項その1 (調査方針の変更と関係機関の協力) : 当初、警察大学校入校生対象調査によって得られたデータを基にしたモデリング研究によって、警察の介入予測を行う試験的なプログラムを作ることを企図したが、入校生に経験者が少なく、また介入の実態が激変していて、適切なデータが得られる見込みがないので、断念した。

次に、DV事案相談記録(個人名等を消したもの)の提供を受けて、モデリング研究を行うことを計画し、一時はある程度の見通しができたかにも思えたが、最終的に記録保有組織の承諾を得ることができず、これも断念した。

その後、新たな調査方針として、仮想事例を基にデータを得ることを、研究参加者の新氏の発案で計画した。6 府県警察本部の関係者の方々及び仲介等に当たっていただいた警察庁生活安全課の関係者の方々のご理解、ご支援によって、極めて多忙な警察官の方にご協力をいただき、予定した 40 事例をすべて収集することができた。本報告書の間を借りて御礼を申し述べる。民間支援機関等と民間相談員の方々には、大変多忙な中、相当額の謝礼を支払った上であるとはいえ、本調査の意義を理解して協力をいただき、予定した 40 事例をすべて収集することができた。あわせて御礼を申し述べたい。

新たな調査方針の検討を始めたのが平成 29 年 10 月以降であったことから、様々な調整等を経て、全ての資料を収集できたのが平成 30 年 11 月になり、本報告書作成の時点でモデリング研究は実施中の段階にある。限られた研究期間の中では、できるだけ早期に柔軟に手法を変えていくことの必要性を感じさせられている。

- (4) 特記事項その 2 (成果のフィードバックの予定) : DV 仮想事例調査の結果を報告し、調査協力機関に、調査内容と結果をフィードバックするために、警察と民間支援機関等に分けた報告会を実施する。DV 被害者へのよりよい聴取のあり方を考えるワークショップも併せて開催する。
- (4) 特記事項その 3 (調査自体による効果の発揮) : 調査過程の中で、すでに調査協力機関の連携の意識付けになった(関係機関の間で、互いの機関の存在を知ることとなったり、連携のきっかけとなったという面がある。)。また、DV 相談対応を業務又は支援として行っている組織のメンバーにおいて、「聴き方の勉強になった」、「あらためて自分の対応を振り返る機会になった」と調査対象になったことの意義を積極的に評価していた。
- (4) 特記事項その 4 (プロジェクト間の連携) : 4-2 記載のとおり。

実施項目 警察及び検察の刑事法運用に関する規範的調査・研究

- (1) 目的 : 親密圏内事案への刑事的介入のあり方に関する適切な議論のための素材を提供する。
- (2) 実施した内容・方法その 1 (実体的犯罪論・立法論) : ボン大学法学部マーティン・ベーゼ教授を招聘し、ドイツの状況についての説明を受けた(研究参加者の中村氏が研究会を担当し、邦訳した。)。研究参加者の岡本氏がカナダ法について調査研究を行った。
- (2) 実施した内容・方法その 2 (検察官の訴追裁量) : 比較的軽微な暴行・傷害等に対しては、単に不起訴処分とするか、起訴するとしても略式として罰金刑を求刑するというのが従来一般的な刑事処分とされてきた。しかし、虐待事案の解決にとってはいずれの処分も適切でないとの批判があり、近時、虐待の再発防止を強く意識した訴追裁量の行使における新たな工夫が試みられていることを踏まえ、高松高検・地検、東京地検で行われている多機関連携の取組みに注目して、その実態を調査し、検討を行った(訪問調査は研究代表者と研究参加者である増井氏らで行い、増井氏が中心となって検討を行った。)。あわせて、参考となる諸外国の法制の中でこれまでほとんど紹介されてこなかったフランスにおけ

る正式な刑事訴追に代わる手続に関する調査を行った（実態調査を研究参加者である浦中氏及び稲谷氏が行い、刑事訴訟法学の知見を基にした研究を稲谷氏が行った。）。

(2) 実施した内容・方法その3（警察の介入のあり方）：従来の司法警察型捜査とは異なる個人保護型捜査のあり方に対する検討を主として増井氏が行った。警察に係る法制の参考となるものとして、韓国訪問調査を研究代表者と研究参加者である増井氏及び須賀氏が行った。また、研究参加者である矢作氏が家族暴力事案に対する警察を含めた公的機関と民間団体の対応に関してニュージーランドの訪問調査を行っている。

(2) 実施した内容・方法その4（多機関連携における刑事的介入のあり方）：虐待事案の解決・予防の観点から、多様な対応手段の中で刑事的介入はどのような役割を果たすべきかについて、研究参加者の増井氏らが多角的な検討を行った。

(2) 実施した内容・方法その5（その他）：研究代表者をはじめ、多くの研究参加者によって、異なる角度から調査研究を行った。

(3) 結果その1（実体的犯罪論・立法論）：親や教師による暴行等がどのような場合に犯罪を構成する／しないと考えるかについて、日本の刑事法学においては十分な議論の蓄積がないことが確認された。以下のように、ドイツ刑法学及びカナダ刑法学から、日本でも参考となる知見が得られた。

ドイツでは、教師は学校法に基づき、両親は憲法上の監護権に基づき、それぞれ教育上の措置をする権限はあるが、いずれも懲戒権は持たず、それゆえ子どもに対する身体傷害罪を正当化しえないということが明らかになった。もっとも、監禁行為については正当化の余地が示された（マーティン・ベーゼ [中村邦義訳]「両親や教師には、正当化事由としての懲戒権があるか」『社会安全・警察学』第4号）。傷害が正当化できないことに関する議論は日本においても参考となる。ドイツにおいては単純暴行罪が規定されていないため、傷害に至らない暴行については直接参考とはできないが、監禁を正当化するか否かの判断過程は、日本においても暴行に対する正当化の判断の参考になる。

カナダでは、刑法43条「教師、親、又は親の立場にある者は、合理的な範囲を超えなければ、**correction**のための有形力の行使を正当化される」という規定が存在していることから、「合理的な有形力の行使」の解釈を巡る以下の議論はわが国においても参考となる。同規定に対しては、内容の曖昧さ、それに伴う児童虐待の危険性、カナダ憲法の一部を構成するカナダ憲章に反し、国際的な流れとも逆行しているとの主張から、同規定を削除または修正する草案が幾度も国会に提出されている。同規定に対するこれらの批判を受けて、合理的な有形力の行使といえるか否かについて、最高裁判例は、同条が認める有形力とは、一時的かつ些細な、軽度の身体に対する有形力のみであるとし、同条の抗弁を主張できない場合として、武器を使用した暴行や身体的危害を生じさせた暴行、**correction**から学習する能力のない児童に対する有形力の行使（したがって、2歳以下の児童に対しては認められない。）、侮辱的、非人間的、又は有害な行為を挙げている。さらに、**correction**の目的で行うことを要することから、フラストレーションや腹をたてて行

った場合や親の虐待的な性格から生じた有形力は同条による正当化の範囲外であるとす
る。詳細は岡本昌子「児童虐待とカナダ刑法第 43 条」『社会安全・警察学』第 5 号。

(3) 結果その 2 (検察官の訴追裁量) : 増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機
関連携の促進」『社会安全・警察学』第 4 号で以下を明らかにした。児童虐待の特殊性を
考慮するとき、児童虐待事案のうちの多くは修復的司法による対応が相応しいケースで
あり、近時の検察による多機関連携の取組みは、被害者のニーズから問題解決にアプロ
ーチする「修復的司法」の要請に応えた適切な実践として高く評価すべきである。虐待事案
の解決という観点から、訴追裁量の行使の場面においても多機関の専門的知見を結集す
ること(カンファレンス)が極めて有意義である、加害親への働きかけが重要でありその
ための多機関連携において検察も積極的な役割を果たすべきである。

もつとも、条件付起訴猶予や処分前の経過観察における検察の訴追裁量権を背景とし
た加害親への働きかけに対しては批判も強い。すなわち、起訴・不起訴前の手続の肥大化
やプライバシーの侵害の問題が指摘されるほか、とりわけ、起訴裁量権を背景とした威嚇
に基づく被疑者への再犯防止措置の実質的な間接強制が適正手続・無罪推定の法理と抵
触するとの懸念が表明されており、また、そもそも現行刑訴法における捜査・訴追機関た
る当事者としての検察官の基本的地位・役割と整合しないとの批判も向けられている。そ
こで、これらの批判を踏まえつつ、以下の点に留意すべきことを指摘した。

①条件付起訴猶予については、児童虐待の加害者に課せられる義務として、虐待防止プロ
グラム等の受講を起訴猶予の条件とすることは積極的に認められてよいと思われるも
の、条件とする義務内容の有効性がエビデンスに基づき確立されたものでなければ
ならない。履行期間が適切に限定されており、義務違反の場合には事件が再起される可
能性はあるがその他の措置も含め適切な義務が再検討されることが望まれる。また義
務を履行し終えたときには検察官は事件を再起できないと考えるべきである。

②処分保留中の経過観察については、カンファレンスを前提として加害者へ課すべき義
務の慎重な判断の期間として位置づけられる限り、意義ある取組みといえるが、処分の
対象者をいつまでも不安定な地位に置くことは適切でないから、おおよそ 3 カ月を限
度とする運用が妥当である。一方、処分保留期間中に、なんらかの遵守事項を誓約させ
るなどしたうえで、起訴裁量権を背景にした働きかけを行うことは避けるべきである。
短期間での実効性には疑問があるうえ、どのような義務を課すべきかを判断するた
めの経過観察期間に既に特定の義務を賦課するのは論理的にも難があるからである。

③児童虐待事案解決のための多機関によるカンファレンス、検察官による働きかけ、い
ずれについても、各地で進んでいる実践例を集積し分析したうえで、法制化することが望
ましい。

(3) 結果その 2 の 2 (検察官の訴追裁量に関するフランスの法制) : 1990 年代のはじめ頃
から、フランスの刑事訴訟法は、一定の比較的軽い犯罪について、正式裁判によらずに解
決するための手続(刑訴法 41-1 条が規定する刑事調停、同 41-2 条が規定する刑事和解、

さらには同 495-7 条以下で規定されているいわゆる有罪答弁)などを整備してきた。刑事調停については、加害者と被害者の間でのやり取りが生じるため、力関係が通常不均衡である家庭内暴力の文脈で活用することが望ましいとは考えられていないことや、刑事和解手続については、最終的に法廷における承認手続が必要となるため、それなりに手続的負担があると考えられていることなどが明らかとなった。これらの知見は、今後わが国において、親密圏における犯罪を正式な刑事訴追に代わる手続で解決する方策を考える上で、比較法的な素材となると思われる。フランス法制と運用に関して、稲谷龍彦「仏共和国における検察官の訴追裁量活用の状況について—配偶者等間暴力の問題を中心に—」『社会安全・警察学』第 5 号。

(3) 結果その 3 (警察の介入のあり方) : 警察が虐待事案の加害者の身柄拘束に積極化している点について、短期的なメリットは分かりやすいが、長期的な視点も含め真に虐待事案の解決に資する方法となっているかを総合的に吟味する必要があること、従来「事件とするに値しないもの」とされてきたケースにおいて予防目的を強調して身柄拘束することには慎重であるべきこと、それでも安全確保のための早期介入が必要なケースにおいては刑事処分のための手続の一環である逮捕をいわば流用しなくても必要な措置が行えるよう、行政的な加害者の退去・接近禁止措置の導入も検討すべきことを提示した(平成 30 年 2 月開催のシンポジウムのパネルディスカッションにおける増井敦発言)。

警察の行政的な措置に関して、韓国では、家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特別法と家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律(家庭内暴力防止法)、児童虐待処罰特例法が制定され、警察官による行政権限(現場出入調査、応急措置及び緊急を要する場合における一時的な加害者の退去命令等の緊急臨時措置)が行使され、裁判所による臨時措置とあいまって、柔軟な対応を可能にしている。ニュージーランドでも、裁判所の保護命令の前に、家庭内暴力の危険性があると警察が判断した場合に、通常は 1 日又は 2 日の間、加害者が家を出なければならないとする Police Safety Order (PSO) が制度化されている。わが国の法制を考える上でも参考になるとと思われる。

(3) 結果その 4 (多機関連携における刑事的介入のあり方) : 虐待事案の解決・予防の観点から、多様な対応手段の中で刑事的介入はどのような役割を果たすべきかについて、研究成果の一部を研究ノートとして公表した(稲谷龍彦「公共政策としての刑事司法」『社会安全・警察学』第 4 号)。そこでは、刑事的介入の有効性と限界を緻密に分析したうえで、社会全体の便益をどのように最大化するかという公共政策的な議論が重要となる。刑事的介入の限界をふまえた近時の検察・警察の虐待問題への柔軟な対応は、この分析から積極的に評価し得る一方、それを合理的なものとするためには、緻密なデータ収集・分析と民主的な統制システムが必要であることを指摘した。

また、より具体的に多機関連携における刑事司法部門のあり方に関する課題として、近時被害者の負担を軽減するため積極的に進められている児童相談所・検察・警察の三者による協同面接(代表者による聴取)において録音・録画された媒体の共有・保管・刑事裁

判における活用のあり方が問題となっていることが明らかとなった。被害者の負担軽減をどこまで進められるか刑事手続のあり方についても再考の余地があり、この点は今後さらに検討を進めることが必要であると判断された。

多機関連携においては、各機関の指導原理間の衝突が避けられず、それが問題解決を妨げる要因となりうる。このような原理間衝突による葛藤問題が現場に委ねられると、対応の安定性を損なうと同時に現場の負荷を高めることともなる。問題解決を目的として原理間の序列を整理し、対応の指針・基本的な考え方として示すことは、それらを回避する方法の一つと考えられる。そこで、児童虐待事案解決のための刑事部門を含めた多機関連携における基本的な考え方として、試論的に、方針を示した（平成 30 年 2 月開催のシンポジウムのパネルディスカッションにおける増井敦発言）。その内容は、①子どもの最善の利益・福祉を第一に考えるべき、②問題解決のための負担・責任は加害者が負うべき、③加害者の権利保障は弱めてはならない、④多機関連携は包括的な問題解決に不可欠である、というものである。この指針を共有しつつ、対応の各段階において多機関・多職種
の知恵を結集するためのカンファレンスが主催者を変えつつ連続的に実施されることが、包括的な問題解決のためには有効であると思われる。

(3) 結果その 5（その他）：行政法学の見地から、研究代表者が警察の捜査の統制を検討した。被害防止のために行われる個人保護型捜査に関して、検察官の事実上のチェック機能が働かないことを踏まえ、公安委員会による統制の必要性を明らかにする（田村正博「個人保護型捜査の課題」警察政策 21 巻）とともに、平成 30 年 2 月のシンポジウムでも研究代表者の基調報告の中で課題として示した。

被害者学の見地から、研究参加者である新氏が、刑事手続に正規に取り上げられることによる被害者への影響の研究を行った。刑事手続にとりあげられることなく放置されると、その後の人生に大きな影響が及ぶことがあること、刑事手続に取り上げられることで、尊厳の回復、立ち直り等につながるものとなり得ることなどが明らかとなった。児童相談所側のこの点に関する認識のなさが刑事的介入に対する否定的評価につながっていると考えられたため、この研究結果を児童相談所向け資料に取り入れている。

実施項目：関係機関向け資料開発（児童相談所向け資料の作成）

- (1) 目的：児童相談所が警察の刑事的介入を理解するのに役立つものを作成する。
- (2) 実施した内容・方法：分かりやすさを重視して、基礎知識、児童相談所側の疑問に対する説明（Q&A）と用語説明（用語集）を資料化することとした。Q&A は、研究参加者で元児童相談所長である岡氏と清水氏が現職の児童相談所関係者の意見も取り入れて、「警察への 30 問」を取りまとめ、研究代表者が若干の設問の追加等を行った上で、1 問につき 1 頁で回答を作成した。用語集は、研究代表者と岡氏及び清水氏において必要と思われた用語を選定し、現場職員の意見も踏まえて若干の追補等を行って 110 語を対象にすることとし、研究代表者が、詳細になりすぎないように注意しつつ解説を作成した。

Q&A 作成過程で、児童相談所関係者側に、刑事手続の被害児への悪影響の懸念が強く存在する一方で、刑事手続と制裁によって、加害者の責任であること（自らの責任ではないこと）をはっきりさせることで、被害者の自尊心の回復と立ち直りに大きな意義がある（逆に、被害がうやむやにされることで、大人になった後を含めて被害者の人生に大きなマイナスをもたらす）ことの認識が不足していることが分かったことを踏まえ、この点を明確にする資料を、研究参加者の新氏において作成し、盛り込むこととした。

(3) 結果：『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』として取りまとめた。3-2（研究開発成果）に記載のとおり。

実施項目：社会実装の方法の策定と実施

- (1) 目的：調査研究成果を基に、警察の刑事的介入が理解されること等を通じて、警察を含めた関係機関の連携を進める。
- (2) 実施した内容・方法その1（広い対象に向けた啓発）：児童虐待事案に対する警察の刑事的介入を理解することは、児童相談所以外の児童虐待に関係する機関等にとっても、有意義であり、連携につながる。また、それ以外の事案における関係機関等においても、警察の刑事的介入やその判断が分からないという問題意識がもたれてきていただけに、児童虐待ないし児童相談所に特有なものを除き、有益なものとなる。このため、ハンドブックの紹介をリーフレットの形に分かりやすくまとめ、広く啓発を図ることとした。
- (2) 実施した内容・方法その2（シンポジウムの開催と対話の場の設定）：児童相談所側が警察捜査を理解できるようにするという観点と、警察側が児童相談所の要望や関連する諸課題を踏まえて実務の改善の検討を行うきっかけをつくるという観点から、シンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」を平成30年2月に、当研究所と警察大学校警察政策研究センターとの共催で開催した。
- (2) 実施した内容・方法その3（児童相談所の見解の警察への明示）：警察では児童相談所側の問題意識や見解を知る機会ほとんどない。警察幹部が読む雑誌に児童相談所側の見解を載せ、あるいは多様な児童相談所の問題意識を文書化して伝える。
- (3) 結果その1（リーフレットによる啓発）：リーフレット『分かりあって、ともに子どもを支援するために』8000部を印刷し、全市町村を含めた関係機関に配布した。
- (3) 結果その2（シンポジウムの開催と対話の場の設定）：平成30年2月のシンポジウムには、全体で約350人（福祉行政関係者と警察関係者がほぼ100人近くずつ）が出席した。研究代表者からの基調報告において、「警察捜査」の考え方と、警察の課題について明らかにした。シンポジウムに出席した児童相談所関係者から「警察のお立場からの話を聞く機会がないため、非常に有意義でした」といった感想が多く寄せられた。警察関係者からも、「きちんと説明して理解を得てこそその連携だと再認識しました」といった声が寄せられている。シンポジウムの内容については『社会安全・警察学』第5号に全文が掲載されている。

平成 31 年 2 月に、京都において、警察、児童相談所、検察関係者ら約 180 人が出席したシンポジウム「児童虐待対応のための警察と福祉の対話を目指して」を開催した。①事件化は子どもの最善の利益につながるか？、②児童相談所と警察をどうつなぐか？、③子どもの報告を支援するにはどうするか？のワークショップを行い、積極的な対話の必要性・有効性についての共通認識化を図った。

(3) 結果その 3 (児童相談所の見解の警察への明示)：岡聰志・清水孝教「児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について」(上)(中)(下)『捜査研究』平成 28 年 12 月号、29 年 1 月号、同 2 月号)は、児童相談所関係者の見解が初めて警察の捜査幹部が読む雑誌に掲載されたものである。また、岡聰志・清水孝教「児童相談所調査から見えてくる警察との連携における課題(調査報告)」『社会安全・警察学』第 5 号において、児童相談所側からの極めて多くにわたる疑問、批判等が記述され、明確にされたのは、警察関係者に知らせる大きな意味があるといえる。

(4) 特記事項その 1 (領域との関係)：リーフレットは、RISTEX 領域からの強い勧めを受けて行うこととなった。なお、シンポジウム及びワークショップにおけるプロジェクト間連携については、4-2 に記載のとおりである。

(4) 特記事項その 2 (その他)：調査を受ける県警察が自覚的に検討する契機となった面がある。十分な言語化がなされていないと、実質的な意味での組織内での見解の一致を図ることができず、研修等も効果的に行うことは困難である。本調査の対象となることで、通常行われていない言語化をする作業を通じて、実質的な認識の深化が図られたといえる。

研究参加者の増井氏が、厚生労働省の「児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の連携等に関する調査研究」の検討委員会のメンバーに選ばれている。

3. 研究開発成果

3-1. 目標の達成状況

警察の刑事的介入(捜査)がどのようなものであり、どのような場合にどのような要素を考慮して判断がなされるのかを解明することができ、警察捜査の特徴、警察捜査の理念の変遷とともに、初めて言語化した。児童相談所側の警察に抱く疑問点、期待等を明らかにし、疑問点等に応える形で、児童相談所が警察の刑事的介入を理解できる資料を開発した。読むことですぐにある程度の理解ができるものであり、警察関係者がこれをベースにした上で、客観的な認識に立って他機関側に説明することが可能となる。この資料自体が警察と児童相談所の「インターフェース」となることが警察の現場からも期待されている。児童相談所と警察との間の連携の進展には、十分に貢献できる成果であったと考えている(介入予測シートのものはできなかったが、ブラックボックスであった警察の刑事的介入が分かるようになったことは大きな進展であり、目標を十分達成している)。また、言語化の意義を警察関係者に示す上でも効果を発揮することが期待される。

児童相談所以外との関係については、DV 仮想事例調査とモデリング研究を通じて、警

察と民間支援機関等との相談の対応の違いについて明らかにする目途がたった。学問的調査研究領域を拡大したといえる。グッドプラクティス調査、規範的調査研究などを通じて、有益な結果が得られており、政策当局に向けた発信を含めて、様々な形で伝えていくことができると考えている。調査研究成果の公表（シンポジウムの開催を含む。）を通じて、児童虐待に関する新たな専門家として、プロジェクト参加者が位置付けられつつあることも成果であり、調査研究結果を活かしていく上で重要なものといえる。

3-2. 研究開発成果

成果 児童相談所向け資料の作成

(1) 内容：『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』は、児童相談所向けに、警察と刑事手続の基礎知識を全体で12頁にまとめ、その後にQ&Aとして現在の児相が警察に対して抱く疑問・質問等（「協同面接をした後に事件化する、しないの判断基準はどこにありますか（日時、場所、加害者、行為が特定されているということが必須でしょうか）」など30問で、枝番を入れると実質36問）に対する見解を述べ、児相関係者に知って欲しい被害者学からの知見を短く記載し、最後に用語集（「いじめ事案」から「録音・録画」までの110語の説明）で構成している。警察の刑事的介入に関して今回の調査研究によって判明したものだけでなく、児童相談所側が警察ないし刑事手続に関して知りたいと思うことについて、できるだけ分かりやすい形でまとめている。同種のもは、これまでまったく存在していない。

印刷前のものを示したところ、児童相談所関係者からは「児童相談所では普段うかがいしれない警察組織や検察との関係が良く分かった。Q&Aは、児相や警察の視点がよく整理されていると思った。今後の警察との連携の中で活用したい」という感想があった。警察の中で児童相談所とのインターフェースの役割を担っている人からも、「児相職員はもちろん、多くの警察官が活用することで、この資料そのものが「インターフェース」になり得ると期待しています。」といった感想があった。また、事件捜査を担当する責任者からも、「自分たちの仕事がこういうものだというのを、初めて明確なものとして見せられた」、「他機関との連携には、自分たちの仕事の根本を理解した上で、正しく分かりやすく伝えなければいけないと分かった」といった声が寄せられている。

(2) 活用・展開：2000部を印刷し、全国の児童相談所及び警察本部に送付した。あわせて、当研究所のウェブサイトに掲示して、ダウンロードしてもらえるようにした。リーフレットに入手方法を記載しているので、児童相談所関係者以外もダウンロードすることを想定している。児童相談所の研修を担当する機関にも送付する。なお、関係者の合意が得られれば、追加される疑問・質問等や解説希望用語について、対応をする方針である。

(3) その他：児童相談所向けの資料ではあるが、警察にとっても、初めての言語化された資料である。言語化されることで初めて客観的な認識が可能になるのであって、言語化の意義が警察の中に広まるように努めていくことに、引き続き努力したい。

4. 領域目標達成への貢献等

4-1. 領域目標達成への貢献

家庭内及び学校内の暴力的事案について、警察の介入についての「見える化」により、関係機関にとっての警察との連携リスクを小さなものとし、警察を含めた関係機関の情報共有・連携を促進することを通じて、関係機関全体による事案への適切な介入を可能とし、発見・介入しづらい空間・関係性における危害の低減に資する。本プロジェクトは、関係公的機関間の情報共有・連携を困難にしている要因について、従来言われてきたような個人情報保護といった表面的な問題の底に他機関の行動予測と理解の困難性に起因するリスク回避姿勢があることを踏まえ、機関間の相互理解の改善、取り分け他の行政機関にとって理解が困難な警察の介入の「見える化」を通じて、警察が関係する様々な場面に共通する改善を図ろうとするものである。既存の運用における壁を超えて、関係する公的機関（及び一部の民間団体）の適切な介入を促進し、安全機能を強化する研究開発である。公／私空間の新たな在り方においては、私的空間（親密圏）は孤立して他からの介入を拒絶する存在であってはならない。私的空間は、関係者の自律を前提としながらも、その内部での暴力的な行為に対しては、公的機関（及び一部の民間団体）からの適切な介入が行われ、被害の再発を防ぐことができるものでなければならない。本プロジェクトは、関係機関の適切な介入が行われることを促進し、公／私空間の新たな関係性を形成する基盤を提供するものである。

児童虐待事案に警察を含む関係諸機関が連携して対応する上で必要となる相互理解の進展に寄与できた。また、調査研究の中で、被害者が「話せない」状態にある場合が多くあり、話すことができるよう支援することが、警察や民間団体によって取り組まれる必要があることが明らかになった。このように、「個」を「私」と「公」が支援するテーマを発掘することも本領域にとって有意義であると考えられる。

4-2. プロジェクト共通の課題への貢献

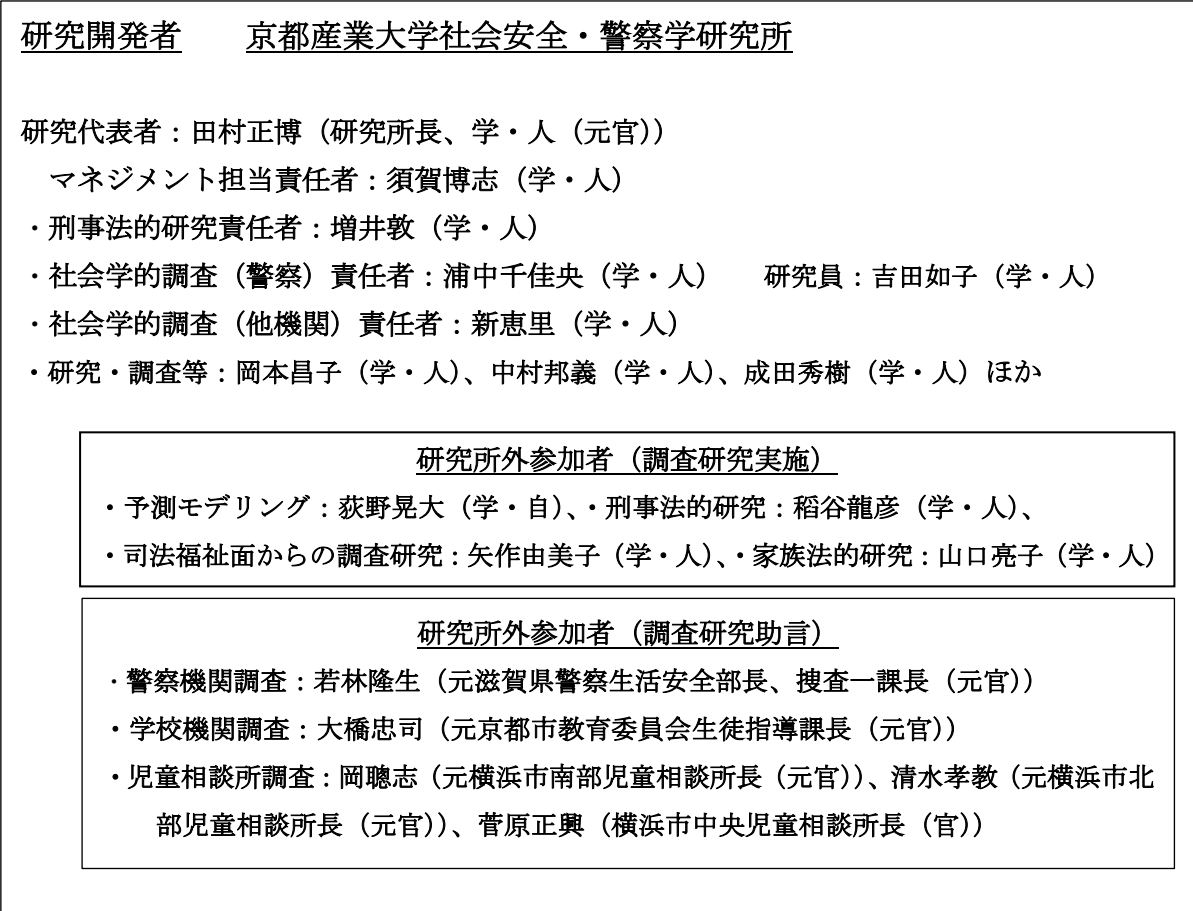
個人情報の共有は、法的には可能であっても、提供先への信頼関係がなければ進展しない。拡大には、関係機関間の相互理解の進展が必要である（平成28年11月の領域主催のシンポジウムにおいて、研究代表者がこの旨を話題提供・問題提起で述べている。）。

他のプロジェクト（PJ）との間で、①平成29年3月に仲PJと児童虐待通告をめぐる検討会（フォーカスグループ）を共催、②平成30年2月のシンポジウムに仲PJ代表を講演者に招聘、③DV仮想事例調査に当たり、仲PJの参加者から有意義な意見・助言（平成29年11月の領域合宿での意見交換、その後助言、調査先の紹介も受けた（大岡PJの研究参加者からも調査先の紹介を受けた。）。）、④平成30年8月の供述支援に関する研究会に仲PJの代表及び研究参加者が参加、⑤平成31年2月開催のシンポジウム・ワークショップに仲PJの代表及び研究参加者を講演者・話題提供者に招聘、⑥研究代表者において、仲PJ作成の「司法面接啓発ビデオ2018」に出演、といった連携協力関係をも

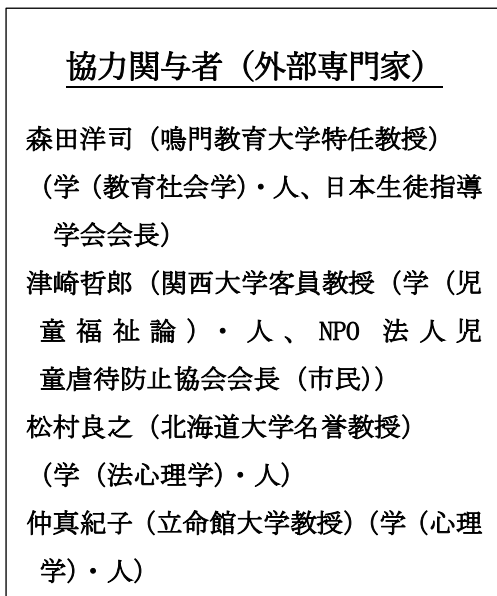
っている。

5. 研究開発の実施体制

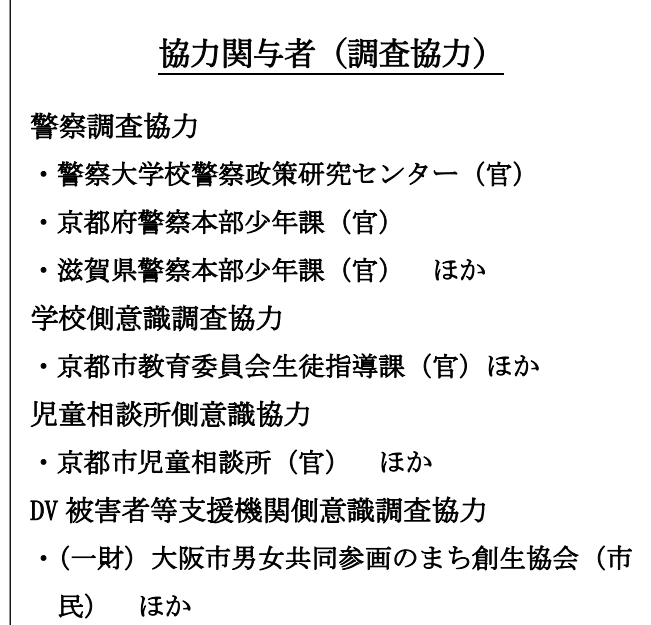
5-1. 研究開発実施体制の構成図



学問的助言 ↑



調査協力 ↑ (情報交換) ↓



5-2. 研究開発実施者

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職（身分）
田村 正博	タムラ マサヒロ	京都産業大学	社会安全・警察学研究所（法学部）	所長（教授）
須賀 博志	スガ ヒロシ	同上	同上	所員（教授）
増井 敦	マスイ アツシ	同上	同上	所員（准教授）
浦中 千佳央	ウラナカ チカオ	同上	同上	同上
新 恵里	アタラシ エリ	同上	同上	同上
岡本 昌子	オカモト アキコ	同上	同上	所員（教授）
成田 秀樹	ナリタ ヒデキ	同上	同上	同上
中村 邦義	ナカムラ クニヨシ	同上	同上	所員（准教授）
久保 秀雄	クボ ヒデオ	同上	同上	同上
吉田 如子	ヨシダ ナオコ	同上	社会安全・警察学研究所	研究員
山口 亮子	ヤマグチ リョウコ	関西学院大学（京都産業大学）	法学部（社会安全・警察学研究所）	教授（客員研究員）
平阪 美穂	ヒラサカ ミホ	平安女学院大学（京都産業大学）	子ども教育学部（社会安全・警察学研究所）	助教（客員研究員）
荻野 晃大	オギノ アキヒロ	京都産業大学	コンピュータ理工学部	准教授
稲谷 龍彦	イナタニ タツヒコ	京都大学	大学院法学研究科	准教授
矢作 由美子	ヤハギ ユミコ	文教大学	教育研究所	客員研究員
若林 隆生	ワカバヤシ タカオ	無（元滋賀県警察本部）	（元生活安全部）	（元部長）
大橋 忠司	オオハシ タダシ	同志社大学（元京都市教育委員会）	免許資格課程センター（元生徒指導課）	教授（元課長）
清水 孝教	シミズ タカノリ	世田谷区（元横浜市）	児童相談所開設準備担当課（元北部児童相談所）	児童相談支援専門員（元所長）
岡 聰志	オカ サトシ	金沢ふたば保育園（元横浜市）	（元南部児童相談所）	園長（元所長）

菅原 正興	スガワラ マサオキ	横浜市	中央児童相談所	所長
西村 純子	ニシムラ ジュンコ	京都産業大学	社会安全・警察学研究所	研究補助員
横山 真紀	ヨコヤマ マキ	同上	同上	同上

5-3. 研究開発の協力者

氏名	フリガナ	所属	役職(身分)	協力内容
森田 洋司	モリタ ヨウジ	鳴門教育大学	特任教授	教育社会学からの観点からの助言
津崎 哲郎	ツザキ テツロウ	関西大学	客員教授	児童福祉論及び関西の児童相談所実務経験の観点からの専門的助言
松村 良之	マツムラ ヨシユキ	北海道大学	名誉教授	法心理学の観点からの助言
仲 真紀子	ナカ マキコ	立命館大学	教授	司法面接についての専門的助言

機関名	部署	協力内容
警察大学校	警察政策研究センター	シンポジウムや研究会の共同開催
京都府警察本部	少年課	調査協力、研究会等参画
滋賀県警察本部	少年課	調査協力、研究会等参画
京都市教育委員会	生徒指導課	調査協力、研究会等参画
京都市	児童相談所	調査協力、研究会等参画
(一) 大阪市男女共同参画のまち創成協会		調査協力
NPO 法人いくの学園		調査協力

(注) 継続的な協力先を記載し、訪問調査先としての協力を得ただけの機関については記載していない。

6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

6-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

6-1-1. プロジェクトで主催したイベント（シンポジウム・ワークショップなど）

年月日	名称	場所	概要・反響など	参加人数
平成28年2月16日	第4回研究会	社会安全・警察学研究所	横田光平氏（同志社大学）の報告「子ども法と警察 - 児童虐待・少年非行・いじめ -」を基に、警察介入の法的あり方、警察と教育関係、福祉部門との連携、児童相談所の役割などについて、議論した。	24名（うち実務家9名）
平成28年4月28日	第7回研究会	むすびわざ館会議室	岩佐嘉彦氏（弁護士）の報告「児童虐待における関係機関の対応のあり方の現状と課題ー児童相談所と警察の関係を中心として」を基に、警察関係者らとともに、児童相談所と警察の実際とあり方を中心に、討議を行った。	12名（うち実務家6名）
平成28年5月26日	第8回研究会	むすびわざ館会議室	竹内敬一郎氏（横浜市中央児童相談所）らによる報告「警察と児童相談所との情報共有と連携について」を基に、警察関係者らとともに討議を行った。	21名（うち実務家6名）
平成28年8月2日	第11回研究会	むすびわざ館会議室	チャン・ウォンヒョク氏（韓国警察大学）らによる「韓国における家庭内暴力及び児童虐待の最近の動向」の報告を基に、日本との比較を中心に、討議を行った。	9名（うち実務家2名）
平成28年11月24日	第14回研究会	むすびわざ館会議室	マーティン・バーゼ氏（ボン大学）の講演「両親や教師には、正当化事由としての懲戒権はあるか？」を基に、児童虐待及び校内事案における刑罰法の適用に関する討議を行った。	22名（うち実務家6名）
平成28年12月1日	第15回研究会	むすびわざ館会議室	ミケーネ・バルマ氏（イタリア首相府機会均等局）の講演「イタリアにおける性暴力対策と被害者支援」を基に、女性に対する暴力の現状と今後を考えるという観点から、討議を行った。	19名（うち実務家8名）
平成29	警察政策研	警察大学	浅井颯太郎氏（オーストラリア国立大学）	21名（う

年 1 月 20 日	究センター との共同研 究会	校会議室	の講演「専門分化した機関同士の協働につ いての経済学的分析」を基に、経済学的分 析の含意等について討議した。	ち実務家 3 名)
平成 29 年 3 月 8 日	「虐待の通 告・通報を 阻む要因」 に焦点を当 てたフォー カスグルー プ	北海道大 学人文・ 社会科学 総合教育 研究棟教 室	仲プロジェクトとの共同研究会。実務家 (児童相談所、子ども家庭支援センター、 学校、幼稚園、病院、警察) によって虐待 通告・通報の現状と改善策に関する討議が 行われた。他の参加者も数人ずつのプレ討 論に参加し、そこでの発言が上記討論に反 映されて全員の知見が活かされていた。	22 名 (う ち実務家 7 名)
平成 29 年 8 月 5 日	第 24 回研 究会	むすびわ ぎ館会議 室	瀬田川聡氏 (横浜市教員) ほかによる「学 校と警察の連携」についての報告を基に、 警察関係者、教育関係者らとともに、討議 を行った。	17 名 (う ち実務家 6 名)
平成 29 年 9 月 14 日	第 25 回研 究会	むすびわ ぎ館会議 室	川崎二三彦氏 (子どもの虹情報センター) による報告「DV と児童虐待—警察及び児童 相談所の対応」を基に、警察関係者、児童 相談所関係者及び教育関係者らとともに、 討議を行った。	15 名 (う ち実務家 5 名)
平成 29 年 9 月 28 日	第 26 回研 究会	むすびわ ぎ館会議 室	相澤仁氏 (大分大学) による「児童自立支 援組織と警察等との連携」についての報告 を基に、警察関係者、児童相談所関係者ら とともに、討議を行った。	20 名 (う ち実務家 5 名)
平成 30 年 2 月 22 日	シンポジウ ム「児童虐 待事案への 刑事的介入 における多 機関連携」	グラント アーク半 蔵門	田村から「児童虐待事案における警察の刑 事的介入の現状と課題 (個人保護型捜査に おける関係機関との連携を中心に)」と題す る基調報告を行い、当プロジェクトの岡か ら「児童相談所との警察の連携～児童相談 所調査を踏まえて」、仲真紀子氏 (仲プロジ ェクト) から「子どもの司法面接・協同面 接の現状と課題」、酒井邦彦氏 (元検事長) から「児童虐待への検察の対応～他機関と の連携を中心に」と題する報告を行った。 パネルディスカッションには、滝澤依子警 察庁少年課長と当プロジェクトの増井も参	約 350 名 (警察関 係者、福 祉行政関 係者、法 務・検察 関係者、 研究者 ら)

			加した。警察と福祉行政の関係者が同じ場所で知識を共有すること自体が相互理解の増進につながるものであり、極めて有益なものとなった。児童相談所関係者から、「警察の捜査の基本的な考え方がよく理解できた」といった感想が多く寄せられている。	
平成 31 年 2 月 4 日	シンポジウム「児童虐待対応のための警察と福祉の対話をめざして」	京都ガーデンパレス	第 1 部では、田村から「警察の児童虐待への対処の現状と課題」と題し、仲真紀子氏（仲プロジェクト）から「子どもの報告を支援するー司法面接と非開示の子へのサポート」と題して、それぞれ講演を行った。第 2 部では、「①事件化は子どもの最善の利益につながるか?」、「②児童相談所と警察をどうつなぐか?」、「③子どもの報告を支援するにはどうするか?」の 3 つに分かれてワークショップを行った。	約 180 名 (警察関係者、福祉行政関係者、検察関係者、研究者ら)

*実務家の参加したもののみを掲載し、研究者のみによるものは除いている。

*平成 30 年 2 月 22 日開催のシンポジウムの基調報告、報告及びパネルディスカッションの内容は、『社会安全警察学』第 5 号に掲載されている。

6-1-2. 書籍、DVD など論文以外に発行したもの なし

6-1-3. ウェブメディア開設・運営 なし

6-1-4. 学会以外のシンポジウムなどでの招へい講演 など なし

6-2. 論文発表

6-2-1. 査読付き (1件)

- (1) 田村正博「警察の個人保護型捜査の課題」『警察政策』(警察政策学会) 21 巻 (平成 31 年)

6-2-2. 査読なし (20件)

- (1) 岡聰志・清水孝教「児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関の連携について (上) (中) (下)」『捜査研究』(東京法令出版)792 号 (平成 28 年)、同 793 号 (平成 29 年)、同 794 号 (同年)
- (2) 山口亮子「児童虐待に関するアメリカの法手続きーフロリダ州を例にしてー」『社会安全・警察学』(京都産業大学社会安全・警察学研究所)第 3 号 (平成 29 年)
- (3) フランソワ・デュー「夫婦間暴力の被害者 フランスの経験」同上
- (4) 吉田如子「英国における、児童虐待、DV 等を中心とした人身保護対策のための多機

関連携枠組についての資料」 同上

- (5) 須賀博志「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じた学校と警察の連携」 同上
- (6) マーティン・ベーゼ [中村邦義訳]「両親や教師には、正当化事由としての懲戒権があるのか？」『社会安全・警察学第4号』（平成30年）
- (7) 田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」 同上
- (8) 増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機関連携の促進」 同上
- (9) 稲谷龍彦「試論：公共政策としての刑事司法」 同上
- (10) 浦中千佳央「職業文化から見た警察介入のあり方に関する一考察」 同上
- (11) 吉田如子「DV、児童虐待など親密圏における刑事事案に関する警察官の意識と行動」 同上
- (12) 横山真紀「[翻訳] 児童虐待捜査に関する警察の実務・政策の調査－ニュージーランド独立警察監査委員会による報告書I」 同上
- (13) 田村正博「親密圏内事案における警察の刑事的介入(研究報告)」『社会安全・警察学』第5号（平成31年）
- (14) 稲谷龍彦「仏共和国における検察官の訴追裁量活用の状況について－配偶者等間暴力の問題を中心に－」 同上
- (15) 岡聰志・清水孝教「児童相談所調査から見えてくる警察との連携における課題（調査報告）」 同上
- (16) 岡本昌子「児童虐待とカナダ刑法第43条」 同上
- (17) 須賀博志「児童相談所派遣警察官の業務と機能－児童虐待対応を中心に－」 同上
- (18) 田村正博・新恵里「少年補導職員による被害児童の供述支援」 同上
- (19) 矢作由美子「ニュージーランドにおける family violence（「family harm」）問題への対策と現在」 同上
- (20) 浦中千佳央・吉田如子「(資料) 警察大学校面接調査、調査票調査について」 同上

6-3. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

なし

6-4. 新聞報道・投稿、受賞など

6-4-1. 新聞報道・投稿

- (1) 平成30年2月23日付の京都新聞で、「児相と警察の連携探る 児童虐待防止でシンポ 東京」と題して、前日にプロジェクト主催で開催したシンポジウムが報じられた。
- (2) 平成31年2月4日、NHK（京都）及び関西テレビで、同日にプロジェクト主催で開催したシンポジウムが報じられた。

6-4-2. 受賞 なし

6-4-3. その他 なし

6-5. 特許出願

なし

7. 領域のプロジェクトマネジメントについてのご意見や改善提案（任意）

領域合宿は、他のプロジェクトの研究者等と知り合い、必要な知見を求めることができ、シンポジウム等に招く交渉などもできて大変有意義であった。領域のサイトビジット、戦略会議は、プロジェクト側の小括をすることが迫られることもあり、その後の方向についての考えを聞くこともできるため、調査研究を進める上で有効だったと考えている。

シンポジウムの開催やリーフレットの作成は、領域からの示唆を受けて行ったが、重要なものであったことに気付かされた。適切な示唆に感謝したい。

プロジェクトが終了すれば関係は終了するが、関連する研究をしている場合には、継続中のプロジェクトの関係者と意見交換ができれば、双方に有意義だと考える。終了プロジェクトが何らかの意味で関わることができればありがたいと考えている。

8. その他（任意）

なし